

第24期第37回長沼町農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年7月19日 午後4時30分から午後5時00分まで

2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員（15人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁	
	4番	矢田	和征	5番	阪	由平	
	6番	大橋	豊幸	7番	中村	人	
	8番	荒井	一博	9番	玉手	豊典	
	10番	高宮	徹	11番	成田	正夫	
	12番	山田	浩之	13番	窪田	秀治	
	14番	大杉	政夫				

4 付議事項

日程第1	議事録署名委員の指名
〃 2	会務報告
〃 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
〃 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
〃 5	議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5 出席職員

事務局長	市村智継
農地係長	田中聡

6 会議概要

別紙のとおり

局長	定刻になりましたのでこれより第37回総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	本日は、大変お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。 町内主要の農作物について7月1日現在の普及センター発表の生育状況は、水稻がプラス3日、秋小麦がプラス4日、大豆がプラス5日、玉ねぎは平年並みで、おおむね良好とのことであります。 しかしながら全国においては、北九州北部が豪雨災害に見舞われ大きな被害が発生している状況です。亡くなられた方々につきましてはご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げるところでございます。 それでは第24期の最後となります総会は議案3件を予定しております。慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。
議長	それでは、ただ今から「第37回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 会議規則第9条の規定により、15番林代理及び1番遠藤委員を指名いたします。 日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。 以上で会務報告を終わります。 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と概要の説明をいたします。
事務局長	農地法第3条の規定による許可申請は1件で、契約期間満了によりご自身が経営する法人への賃貸借の更新でございます。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

事務局	(議案の朗読) 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	それでは、 ■■■ 区担当である大橋委員から現地調査の報告をお願いいたします。
委員	(現地調査の報告) 大橋委員報告 6番の大橋です。 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は、 ■■■ 区の農地で、自身の経営する農業法人に賃貸していましたが、契約期間が満了したことにより更新のため新たに賃貸借の許可申請をしたものであり、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、議案第1号について、事務局の説明と区域担当である大橋委員から現地調査の報告を受けしました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
委員	契約更新が切れたとのことですが、何年契約が切れて次は何年契約となるのか。
事務局	10年契約が切れての更新で次の契約も10年となっております。
委員	住所が札幌のなっておりますが札幌在住でよろしいか。法人登記は長沼か。
事務局	本人の住所は札幌ですが、申請地に宅地がありますので長沼にも居住している者であります。法人の住所は長沼となっております。
議長	その他質問はありますか。
委員	(なし) 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

事務局	<p>日程第4、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>なお、現地調査につきましては、6番大橋委員、7番中村委員及び8番荒井委員でございます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長 委員	<p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>(現地調査の報告) 中村委員</p> <p>7番の中村です。</p> <p>先日の火曜日、大橋委員さん、荒井委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。</p> <p>受付番号1番については、■■区の土地で、5月に農振除外のため意見を求められ現地調査した土地であります。場所は町道■■■■線■■■■号交差点を北に250mの東側に位置している農地です。</p> <p>この申請は農業者である計画者が、既存住宅の老朽化から隣接地に自己住宅の建築を目的とするものであり、特に問題ないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p>
事務局長	<p>申請地1につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、農業振興地域内でありかつ第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、老朽化した自己住宅の建設が目的で、令和5年6月6日に転用計画の承認がなされ、令和5年7月13日付けで農業振興地域の除外がされた土地でありますので、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>

委員 事務局 委員 事務局	<p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p> <p>今住んでいる住宅はどうするのか</p> <p>今後は納屋や物置として使用するか取り壊しをすることとなります。</p> <p>小規模だから転用できるのか。工場ならだめなのか。</p> <p>小規模、大規模は関係ありません。農地を転用する条件は農家住宅及び格納庫以外は基本出来ないこととなっております。</p>
委員 事務局	<p>農地として使うことはできるか。</p> <p>整地をして農地として使うことはできるが農地への転用は基本的に農業委員会ではいたしません。税金上の対策として税務の担当課に現況届（畑）を申請する事があります。</p>
議 長	<p>その他質問はありますか。</p>
委 員	<p>(な し)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定し、ます。</p>
事務局長	<p>日程第4、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から集積の概要を説明します。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は売買による所有権移転が2件、賃貸借が1件の合計3件でございます。</p> <p>以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年7月12日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p>
議 長	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
事務局	<p>(議案の朗読)</p> <p>以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。</p>

議長	<p>以上で議案の朗読と概要及び内容の説明を終わります。</p>
委員 事務局	<p>ただ今、議案第3号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 申請番号1, 2番の申請人は経営面積無しとなっているがどうか。 申請番号1, 2番についてはもともと譲受人が当申請地を借り入れて耕作していましたが、今回、所有権移転のため購入したところです。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
委員	<p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。</p>
委員	<p>以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何か御発言がありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>(なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、最後に事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(連絡事項)</p>
会長	<p>閉会に当りまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(閉会挨拶)</p>
会長	<p>以上をもちまして、「第37回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。</p>